

高知県専修学校生修学支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県専修学校生修学支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力校 高知県専修学校生修学支援事業事務処理要領（令和3年8月12日付け3高私大第236号。以下「県事務処理要領」という。）2の(1)のアに定める要件を満たし、県から指定を受けた専門課程を設置する私立専修学校をいう。
- (2) 支援対象生徒 県事務処理要領2の(1)のイに定める要件を満たし、県から指定を受けた協力校の生徒をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、文部科学省から受託した専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業を推進するため、支援対象生徒に代わって補助金を受領する協力校の設置者たる学校法人等（以下「補助事業者」という。）が実施する授業料減免に併せて当該減免を受けた支援対象生徒に対する経済的支援を実施するため、補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業委託要項（平成27年4月9日付け文部科学省生涯学習政策局長決定（最終改正令和3年1月21日））、専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業の基本的事項について（運用指針）（令和3年4月）及び県事務処理要領に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 前条第1項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。ただし、補助事業者が減免した授業料の額の総額が20万円（学則等で定める授業料が年間60万円未満の場合には、学則等で定める授業料の3分の1に相当する金額（1,000円未満切り捨て））を下回る場合は補助の対象外とする。

- (1) 補助対象経費 支援対象生徒の1年間の授業料の総額から補助事業者が減免した授業料の額を引いて得た額
- (2) 補助率 支援対象生徒に対して補助事業者が減免した授業料の額の2分の1以内かつ、1年間の授業料の総額の4分の1以内

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に知事が必要があると認める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において

「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助の条件)

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定額を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業費の20パーセント以内の減額については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (4) 受領した補助金を、支援対象生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (5) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならないこと。
 - (6) その設置する専修学校専門課程の授業料の額を変更したときは、学則その他の授業料の額を証明する書類の写しを速やかに知事に提出しなければならない。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた事項。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)により速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- 3 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があつた後においても取り消すことができる。

(補助金の交付の時期)

第8条 知事は、補助金交付決定額の全部を概算払いにより交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金支払請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日までに補助金実績報告書（別記第4号様式）に知事が必要であると認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助事業者に確定通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は、補助事業の趣旨を踏まえ、補助金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより得た個人情報の取り扱いに当たっては、個人に不利益のないよう必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年8月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第4号及び第5号並びに第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

高知県知事

様

法人所在地
学校法人名
理事長氏名
(生年月日)

高知県専修学校生修学支援補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県専修学校生修学支援補助金交付要綱第5条の規定により高知県専修学校生修学支援補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 高知県専修学校生修学支援補助金交付申請一覧（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙4）
- (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

高知県知事 様

法人所在地
学校法人名
理事長氏名
(生年月日)

高知県専修学校生修学支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定があった令和 年度高知県専修学校生修学支援補助金について、高知県専修学校生修学支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助事業変更（中止・廃止）の理由及び内容

(注) 変更の場合は、既交付決定額及び変更承認申請額を記入するとともに、次の書類を添えてください。

- (1) 高知県専修学校生修学支援補助金変更承認申請一覧（別紙2）
- (2) (1)に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

高知県知事 様

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

令和 年度高知県専修学校生修学支援補助金支払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 号高知私大第 号で交付の決定を受けた令和 年度高知県専修学校生修学支援補助金について、下記のとおり支払いを請求します。

記

- | | |
|--------------|---------|
| 1 交付決定額① | _____ 円 |
| 2 支出済額② | _____ 円 |
| 3 今回請求額（①－②） | _____ 円 |
| 4 振込み口座 | |

高知県知事 様

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

高知県専修学校生修学支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受け、令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で変更承認を受けた令和 年度高知県専修学校生修学支援補助金の実績について、高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県専修学校生修学支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 実施内容

- (1) 支援実施生徒氏名等
高知県専修学校生修学支援補助金実績一覧のとおり（別紙3）
- (2) 支援対象生徒に対する授業料減免の時期及び方法

2 添付書類

- (1) 専修学校が代理受領した補助金を適正に処理したことを証明する書類
- (2) 収支決算（見込み）書（別紙5）
- (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類